	休止·廃止·再開届
概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条
	及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施
	行規則第 18 条に基づく薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局等を再
	開した場合に行う届出書です。
提出書類	1 休止・廃止・再開届書
	2 廃止にあっては許可証
	- プ ・ かが 1 日 11 1
~ / / IIIn BB	正1部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係
	(〒750-8521 下関市南部町1番1号)
	TEL; (083) 231-1711 FAX; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	届出書について、
	・ 休止、廃止、再開については該当項目をマルして下さい。
	・「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して
	下さい。
	・ 休止にあっては、備考欄に休止の理由及び休止予定期間を記入して下さ
	V ν _o
	・ 廃止にあっては、備考欄にその理由を記入してください。